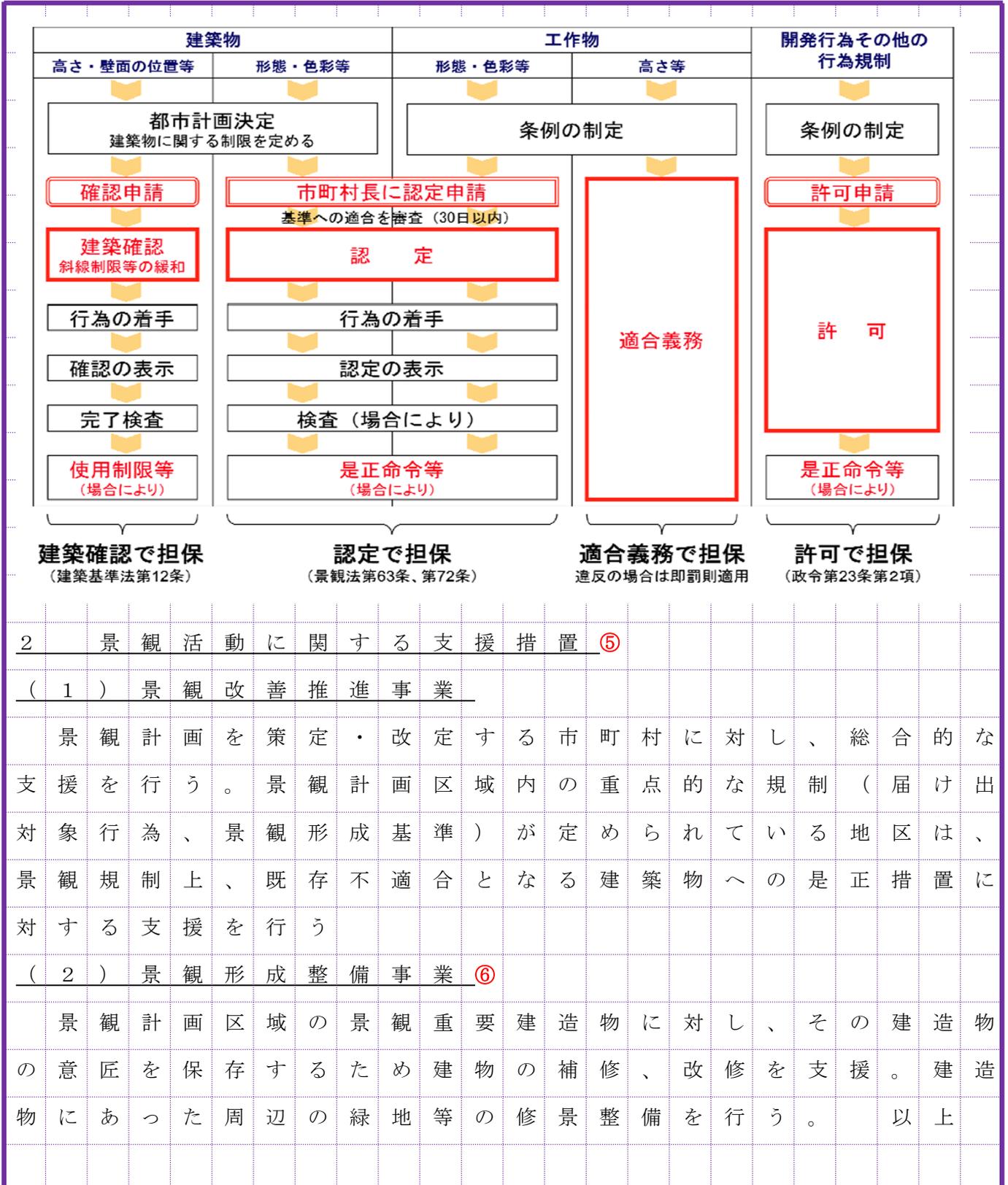


○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。



令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ⑤ 令和元年度以降、補助メニューの内容が問われたことはありません。
- ⑥ 景観形成整備事業というメニューは確認できませんでした。景観形成総合支援事業であるならば、廃止されています。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 . 景 観 を 整 備 す る た め の 制 度

(1) 都 市 計 画 法 に 基 づ く 景 観 地 区

都 市 計 画 法 の 地 域 地 区 と し て 、 市 町 村 が 決 定 す る ① 。
 建 築 物 の 形 態 意 匠 、 建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度 、 敷 地
 面 積 の 最 低 限 度 な ど に つ い て 定 め る ② 。 罰 則 規 定 が あ
 り 、 良 好 な 景 観 形 成 が 実 行 で き る ③ 。

- ① 何を決定するのか分かりません。
- ② 何に定めるのか分かりません。①の修正を含め「景観地区は、形態意匠の制限の他、建築物の最高限度、敷地面積の最低限度等について、市町村が都市計画の地域地区として決定します」としてはいかがですか。
- ③ 「形成が実行できる」は違和感があります。主語が人ではないので「良好な景観が形成される」といった受身形や、「良好な景観形成の実効力が高まる」といった効果を表現するなどが考えられます。

(2) 景 観 法 に 基 づ く 景 観 計 画

主 に 市 町 村 が 景 観 行 政 団 体 と な り 、 景 観 計 画 を 策 定
 す る ④ 。 景 観 区 域 内 で 良 好 な 景 観 を 形 成 す る た め に 景
 観 形 成 基 準 を 定 め る ⑤ 。 景 観 形 成 基 準 に は 、 建 築 物 又
 は 工 作 物 の 形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限 が あ る 。
 制 限 は 届 け 出 ・ 勸 告 に よ る 緩 や か な 規 制 で あ る ⑥ 。

- ④ 問題は、「制度を述べよ（説明せよ）」とあります。これでは、行動になってしまっています。→
 「景観計画は、景観法に基づき主に市町村が景観行政団体となり策定するもので、良好な景観を形成するための目的、方針、及び行為の制限の基準を定めるものである」

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

⑤ 「景観区域」→「景観計画区域」

景観計画区域の説明がなく唐突です。→同計画の対象区域となる景観計画区域において、景観形成基準を定める」

⑥ 景観地区との比較により、違いを説明するとより良いと思います。

(3) 都 市 計 画 法 に 基 づ く 地 区 計 画

地区計画は、地区の住民が主体となり将来のまちのあり方を定め、市町村が都市計画決定する⑦。地区整備計画の中に建築物の高さの最高限度や壁面の位置、敷地面積の最低限などを定め、条例により建築確認対象として確実性を担保する。

⑦ 主語は、地区計画ですので述部は受身形になります（このような間違いが散見されますので注意しましょう）。→「市町村によって都市計画決定される」

⑧ 地区整備計画が何なのか説明しましょう。→「地区計画に記述される項目の一つである地区整備計画において、」

⑨ →「実効性」

2 . 支 援 策

景 観 改 善 推 進 事 業

景観計画を策定・改定する市町村に対して支援する⑩。景観計画区域内の届け出対象行為、景観形成基準が定められている地区には、景観規制上、既存不適合となる建築物への是正措置に対する支援を行う⑪。
以上

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ⑩ 主語がなく、誰が支援するのですか。また、行動ではなく、支援制度の説明としましょう。
- ⑪ これも、誰が誰に対して支援するのか全く分かりません。